

令和 7 年 3 月

萩市議会定例会議案（追加）

議 案 目 次

議案番号

件

名

3 3	萩市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	1
3 4	萩市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	3
3 5	萩市国民健康保険条例の一部を改正する条例	5
3 6	萩市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例	7
3 7	財産の取得について	9
3 8	指定管理者の指定について	1 1

議案第 33 号

萩市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

令和 7 年 2 月 20 日提出

萩市長 田 中 文 夫

萩市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定 める条例の一部を改正する条例

萩市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
条例（平成 26 年萩市条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 42 条第 1 項中「第 5 項」を「第 7 項」に改め、同項第 1 号中「支援を行う」
を「支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に改め、同項
第 3 号中「第 4 項第 1 号」を「第 6 項第 1 号」に改め、同条中第 9 項を第 11 項
とし、第 4 項から第 8 項までを 2 項ずつ繰り下げ、同条第 3 項各号列記以外の部
分を次のように改める。

前項各号の代替保育連携協力者とは、第 1 項第 2 号に掲げる事項に係る連携
協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各
号に定めるものをいう。

第 42 条第 3 項第 1 号中「当該特定地域型保育事業者」を「特定地域型保育事
業者」に、「小規模保育事業 A 型若しくは小規模保育事業 B 型又は事業所内保育
事業を行う者（次号において「小規模保育事業 A 型事業者等」という。）」を「小
規模保育事業 A 型事業者等」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 2 項各号列
記以外の部分中「全てを満たすと認める」を「いずれかを満たす」に、「前項第
2 号」を「第 1 項第 2 号」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、
次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の
分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするた

めの措置が講じられていること。

- (2) 市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第42条第2項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

- 2 市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

- (1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

- (2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

- 3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

附則第5条中「10年」を「15年」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 3 4 号

萩市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

令和 7 年 2 月 2 0 日 提出

萩市長 田 中 文 夫

萩市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

萩市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年萩市条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「第 7 条第 1 項」を「次条第 1 項」に、同項第 1 号中「支援を行う」を「支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に改め、同項第 3 号中「第 4 項第 1 号」を「第 6 項第 1 号」に改め、同条中第 5 項を第 7 項とし、第 4 項を第 6 項とし、同条第 3 項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項各号の代替保育連携協力者とは、第 1 項第 2 号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

第 6 条第 3 項第 1 号中「当該家庭的保育事業者等」を「家庭的保育事業者等」に、「第 2 7 条に規定する小規模保育事業 A 型若しくは小規模保育事業 B 型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業 A 型事業者等」という。）」を「小規模保育事業 A 型事業者等」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 2 項各号列記以外の部分中「全てを満たすと認める」を「いずれかを満たす」に、「前項第 2 号」を「第 1 項第 2 号」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするた

めの措置が講じられていること。

- (2) 市長が家庭的保育事業等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第6条第2項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

- 2 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 家庭的保育事業等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

- 3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

附則第4項中「10年」を「15年」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 35 号

萩市国民健康保険条例の一部を改正する条例

令和 7 年 2 月 20 日提出

萩市長 田 中 文 夫

萩市国民健康保険条例の一部を改正する条例

萩市国民健康保険条例（平成 17 年萩市条例第 138 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「4 万円」を「5 万円」に改める。

第 19 条中「65 万円」を「66 万円」に改める。

第 19 条の 12 中「24 万円」を「26 万円」に改める。

第 29 条第 1 項中「65 万円」を「66 万円」に改め、同項第 2 号中「29 万 5 千円」を「30 万 5 千円」に改め、同項第 3 号中「54 万 5 千円」を「56 万円」に改め、同条第 3 項中「65 万円」を「66 万円」に、「24 万円」を「26 万円」に改め、同条第 4 項中「65 万円」を「66 万円」に改める。

第 29 条の 4 第 1 項中「65 万円」を「66 万円」に改め、同条第 3 項中「65 万円」を「66 万円」に、「24 万円」を「26 万円」に改め、同条第 4 項及び第 5 項中「65 万円」を「66 万円」に改め、同条第 7 項中「65 万円」を「66 万円」に、「24 万円」を「26 万円」に改め、同条第 8 項中「65 万円」を「66 万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に死亡した被保険者に係る萩市国民健康保険条例第 6 条第 1 項の規定による葬祭費の額については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正後の萩市国民健康保険条例第 6 章の規定は、令和 7 年度以後の年度分の保険料について適用し、令和 6 年度以前の年度分の保険料につ

いては、なお従前の例による。

議案第 36 号

萩市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

令和 7 年 2 月 20 日提出

萩市長 田 中 文 夫

萩市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

萩市消防団員等公務災害補償条例（平成 17 年萩市条例第 252 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項第 2 号中「9, 100 円」を「9, 700 円」に改め、同号ただし書中「14, 200 円」を「14, 500 円」に改め、同条第 3 項中「又は第 3 号から第 6 号までのいずれか」を削り、「217 円」を「100 円」に、「333 円」を「383 円を、第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族については 1 人につき 217 円」に改め、同条第 4 項中「（以下この項において「特定期間」という。）」を削り、「特定期間」を「当該期間」に改める。

別表中

「			「		
12,500円	13,350円	14,200円	12,900円	13,700円	14,500円
10,800円	11,650円	12,500円	11,300円	12,100円	12,900円
9,100円	9,950円	10,800円	9,700円	10,500円	11,300円
」を			」		

に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の萩市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）第 5 条第 2 項及び第 3 項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた新条例第 5 条第 1 項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期

間に係る新条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

議案第 37 号

財産の取得について

次のとおり財産を買い入れることについて、萩市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年萩市条例第 24 号）第 3 条の規定により、市議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 20 日提出

萩市長 田 中 文 夫

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 買 入 財 産 | 教科書改訂に伴う指導書 |
| 2 | 買入れの方法 | 随意契約 |
| 3 | 買 入 価 格 | 金 27,327,850 円 |
| 4 | 買 入 先 | 山口県萩市土原 522-1
山口教科書供給株式会社 萩営業所
所長 赤木 里志 |

議案第 38 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、市議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 20 日提出

萩市長 田 中 文 夫

施設の名称	指定管理者	指定期間
萩市むつみ昆虫王国等施設	有限会社萩新栄	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 31 日まで